

千葉県報

定例
令和8年5月29日

第14147号

令和8年5月29日(金曜日)

千葉県報

主要目次

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(四件)
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 道路区域の変更(三件)
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害警戒区域の一部解除
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除
- 選挙管理委員会告示
- 昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示
- 令和八年度ふぐ処理師試験の実施
- 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧(三件)
- 一般競争入札(保留地の処分)の実施
- 出先機関告示
- 令和九年度千葉県立鶴舞看護専門学校一般入学試験の実施
- 令和九年度千葉県立鶴舞看護専門学校推薦入学試験の実施
- 令和九年度千葉県立野田看護専門学校一般入学試験の実施
- 令和九年度千葉県立野田看護専門学校推薦入学試験の実施
- 特定調達告示
- 入札告示(五件)
- 落札者等の告示(五件)

告示

告示

千葉県告示第二百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 山武郡芝山町大台字宝永作三、一五五番四の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 三 当該区域において講ずべき措置 地下水の水質の測定
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和七年千葉県告示第四百五十号(土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 匝瑳市松山字境谷一〇七番の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
 - 三 当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 野田市木間ヶ瀬字立山七九一番の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百九十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 君津市君津一番の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百九十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 山武郡芝山町大里字稻荷下一、四二一番二の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 山武郡芝山町大台字宝永作三、一五五番四の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百九十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年千葉県告示第四百五十一号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 匝瑳市松山字境谷一〇六番の一部、一〇七番の一部及び一〇七番地先（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 - 四 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年五月二十九日から三週間、縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成田両国線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
富里市十倉字五十八榎三〇番一八地先	前	八・八メートルから八・九七メートルまで	二五・一〇メートル
から三一〇番一六地先まで	後	一〇・五メートルから一四・五メートルまで	二五・一〇メートル

千葉県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和八年五月二十九日から三週間、縦覧に供する。
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯岡片貝線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
匝瑳市栢田字伊布内八、二五五番八地先から八、二五五番二地先まで	前	九・〇メートルから九・八五メートルまで	四二・八二メートル
	後	九・七九メートルから一二・八六メートルまで	四二・八二メートル

千葉県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年五月二十九日から三週間、縦覧に供する。
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成田松尾線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
山武郡芝山町菱田字千部塚一、一一七番	前	二〇・〇〇メートルから四一・八〇メートルまで	四〇・五〇メートル
二地先から一、一〇四番六地先まで	後	二〇・〇〇メートルから二〇・〇〇メートルまで	四〇・五〇メートル

千葉県告示第二百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条

第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所において縦覧に供する。

なお、同項の規定により令和五年千葉県告示第百五十七号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定に係る区域
小仲台急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第三〇号までを順次結んだ線及び標柱第三〇号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市区町村名	大字名	地番
一	千葉市稲毛区	小仲台九丁目	一一五番地先の水路敷
二	〃	〃	一一三番一
三	〃	〃	一一三番一
四	〃	〃	一一三番一
五	〃	〃	一一三番四
六	〃	〃	八七七番七
七	〃	〃	八七七番九
八	〃	〃	八七七番二八六
九	〃	〃	八七七番二八六
一〇	〃	〃	八七七番二八六
一一	〃	〃	八七七番一三
一二	〃	〃	八七七番一三
一三	〃	〃	八七七番一三
一四	〃	〃	八七七番一三
一五	〃	〃	八七七番一三
一六	〃	〃	八七七番一三
一七	〃	〃	八七七番一三
一八	〃	〃	八七七番一三
一九	〃	〃	八七七番一三
二〇	〃	〃	八七七番一三
二一	〃	〃	八七七番一三

千葉県告示第三百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、同項の規定により平成二十四年千葉県告示第三百四十七号(土砂災害警戒区域の指定)及び令和二年千葉県告示第六百二十一号(土砂災害警戒区域の指定)で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小仲台一	千葉市稲毛区小仲台九丁目及び小中台町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮崎町六	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。)

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小仲台一	千葉市稲毛区小仲台九丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮崎町六	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、令和六年千葉県告示第六十号(土砂災害警戒区域の指定)で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

浪花町一 千葉市花見川区浪花町の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、令和二年千葉県告示第六百二十三号(土砂災害特別警戒区域の指定)及び令和六年千葉県告示第六百六十二号(土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
宮崎町六	千葉市中央区宮崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浪花町一	千葉市花見川区浪花町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備えて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

表旭市選挙管理委員会の項に次のように加える。

旭市民会館	旭市二の二、七八七番地一	令和八年一月三十一日
-------	--------------	------------

公 告

令和八年度ふぐ処理師試験の実施
ふぐの取扱い等に関する条例(昭和五十年千葉県条例第一号)第九条第一項の規定により、令和八年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区分	日 時	場 所
学科試験	令和八年十月一日(木曜日)午後三時から午後四時まで	千葉県教育会館(千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号)
実技試験	令和八年十月十七日(土曜日)午前九時から午後六時までのうち指定する時間	千葉調理師専門学校(千葉市中央区新千葉二丁目五番三号)

二 受験願書の提出方法等
受験願書の提出は、原則として、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。

なお、やむを得ず持参により提出する場合は、千葉県健康福祉部衛生指導課(千葉市中央区市場町一番一号)宛てに提出すること。この場合において、受験願書については、同課で交付を受け、又は同課のホームページからダウンロードすること。

三 受験願書の受付期間等
受験願書の受付期間は、令和八年六月十七日(水曜日)午前九時から七月一日(水曜日)午後五時までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの(持参の場合は、同日午後五時までに提出されたもの)に限り受け付ける。

四 受験者の定員
一 二名
五 受験者の決定方法
受験者の決定方法については、千葉県健康福祉部衛生指導課のホームページを確認すること。

六 その他
この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課(電話〇四三(二二三)二六三八)に問い合わせること。

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、南房総市の一部を受益地域とする県営大貫地区土地改良事業に係る平川工区の換地計画を定

めたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができ。

また、この計画については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称
県営大貫地区土地改良事業平川工区の換地計画書の写し

二 縦覧期間
令和八年六月一日から二十六日まで

三 縦覧場所
南房総市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、南房総市の一部を受益地域とする県営大貫地区土地改良事業に係る谷田工区の換地計画を定めたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができ。

また、この計画については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称
 二 縦覧期間
 三 縦覧場所

南房総市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、南房総市の一部を受益地域とする県営大貫地区土地改良事業に係る米ヶ谷工区の換地計画を定めたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 なお、この計画に不服がある場合には、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。
 また、この計画については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称
 二 縦覧期間
 三 縦覧場所

南房総市役所

一般競争入札（保留地の処分）の実施
 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。）第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。
 令和八年五月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

処分する保留地											
物件番号	所在	面積	最低売却価格								
1	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内一九街区三画地）	九六二・七四 ㎡	四五、七三〇、二〇〇円								
2	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内三〇街区一画地）	五七〇・五一 ㎡	三〇、九二一、七〇〇円								
3	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内三九街区九画地）	九八八・一六 ㎡	四六、八三八、八〇〇円								
4	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内三九街区一〇画地）	五八七・三九 ㎡	三二、一八九、〇〇〇円								
5	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内五三街区三画地）	一七一・四九 ㎡	一〇、六一五、三〇〇円								
6	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内五六街区九画地）	四七七・五八 ㎡	二三、五九二、五〇〇円								
7	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内五九街区四画地）	五六一・一九 ㎡	三〇、七五三、三〇〇円								
8	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内六五街区一五画地）	一六八・〇〇 ㎡	一五、五二三、二〇〇円								
9	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内七一街区一〇画地）	二二六・三一 ㎡	一六、七二四、四〇〇円								
10	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内八一街区一一画地）	三、五八〇・ 〇四 ㎡	一六三、九六五、九〇〇 円								
11	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内八五街区一画地）	四七三・五六 ㎡	三九、九二一、二〇〇円								

12	木更津市(木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業区 域内九二街区一二画地)	七・一七・八八 m ²	三四、六七三、七〇〇円
----	---	---------------------------	-------------

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
 - 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先
木更津市潮見七丁目三番地九 千葉県木更津区画整理事務所 電話〇四三八(三七)六六一四
- 四 入札及び開札の期間及び場所等
- 入札の期間 令和八年八月十八日(火曜日)及び十九日(水曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
 - 入札の場所 千葉県木更津区画整理事務所
 - 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
 - 入札参加上の注意
 - (一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
 - (二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。
- 五 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件番号	日 時	場 所
1	令和八年八月二十日(木曜日) 午前九時三十分	千葉県木更津区画整理事務所一階会議室
2	令和八年八月二十日(木曜日) 午前十時	
3	令和八年八月二十日(木曜日) 午前十時三十分	
4	令和八年八月二十日(木曜日) 午前十一時	

入札保証金	納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。
5	令和八年八月二十日(木曜日) 午前十一時三十分
6	令和八年八月二十日(木曜日) 午後一時三十分
7	令和八年八月二十日(木曜日) 午後二時
8	令和八年八月二十日(木曜日) 午後二時三十分
9	令和八年八月二十一日(金曜日) 午前九時三十分
10	令和八年八月二十一日(金曜日) 午前十時
11	令和八年八月二十一日(金曜日) 午前十時三十分
12	令和八年八月二十一日(金曜日) 午前十一時

- 五 入札保証金
- 六 入札の無効
規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法
- 申込期間 令和八年七月一日(水曜日)から三日(金曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 受付場所 千葉県木更津区画整理事務所
 - 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。
- 八 その他
- 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。
 - その他 詳細は、分譲案内書による。

出 先 機 関 公 告

令和九年度千葉県立鶴舞看護専門学校一般入学試験の実施
令和九年度千葉県立鶴舞看護専門学校一般入学試験を次のとおり実施する。
令和八年五月二十九日
千葉県立鶴舞看護専門学校長 長 島 恭 子

- 一 試験期日
- 一次試験 令和八年十二月十七日(木曜日)
 - 二次試験(一次試験合格者のみ) 令和八年十二月十九日(土曜日)
- 二 試験場所
市原市鶴舞五六番地 千葉県立鶴舞看護専門学校

三 試験科目

1 一次試験

国語 現代の国語及び言語文化(古文及び漢文を除く。)

数学 数学I及び数学A

2 二次試験

面接

四 受験願書の提出

1 提出方法

受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。なお、添付書類については、郵送又は持参により提出すること。

2 受付期間

令和八年十一月十六日(月曜日)から十二月四日(金曜日)までとし、同日午後五時までに受信及び到着又は持参したものに限り受け付ける。

なお、添付書類を持参により提出する場合の受付期間は令和八年十一月十六日(月曜日)から十二月四日(金曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

五 添付書類の提出先

市原市鶴舞五六五番地 千葉県立鶴舞看護専門学校

六 第二次募集

入学許可予定者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行うことがある。

1 試験期日

令和九年二月二十七日(土曜日)

2 試験場所

市原市鶴舞五六五番地 千葉県立鶴舞看護専門学校

3 試験科目

「三 試験科目」に定めるところによる。

4 受験願書の提出

(一) 提出方法

受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。なお、添付書類については、郵送又は持参により提出すること。

(二) 受付期間

令和九年一月二十五日(月曜日)から二月十二日(金曜日)までとし、同日午後五時までに受信及び到着又は持参したものに限り受け付ける。

なお、添付書類を持参により提出する場合の受付期間は令和九年一月二十五日(月曜日)から二月十二日(金曜日)まで(県の休日を除く。)とし、その受付時

間は午前九時から午後五時までとする。

5 添付書類の提出先

市原市鶴舞五六五番地 千葉県立鶴舞看護専門学校

七 その他

1 募集要項等について、千葉県立鶴舞看護専門学校のホームページを確認すること。

2 この試験に関し不明な点は、千葉県立鶴舞看護専門学校庶務教務課(電話〇四三六(八八)三六六〇)に問い合わせること。

令和九年度千葉県立鶴舞看護専門学校推薦入学試験の実施

令和九年度千葉県立鶴舞看護専門学校推薦入学試験を次のとおり実施する。

令和八年五月二十九日

千葉県立鶴舞看護専門学校長 長島 恭子

一 試験期日

令和八年十月十日(土曜日)

二 試験場所

市原市鶴舞五六五番地 千葉県立鶴舞看護専門学校

三 選考方法

書類審査、小論文及び面接

四 受験願書の提出

1 提出方法

受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。なお、添付書類については、郵送又は持参により提出すること。

2 受付期間

令和八年九月四日(金曜日)から二十五日(金曜日)までとし、同日午後五時までに受信及び到着又は持参したものに限り受け付ける。

なお、添付書類を持参により提出する場合の受付期間は令和八年九月四日(金曜日)から二十五日(金曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

五 添付書類の提出先

市原市鶴舞五六五番地 千葉県立鶴舞看護専門学校

六 その他

1 募集要項等について、千葉県立鶴舞看護専門学校のホームページを確認すること。

2 この試験に関し不明な点は、千葉県立鶴舞看護専門学校庶務教務課(電話〇四三六(八八)三六六〇)に問い合わせること。

令和九年度千葉県立野田看護専門学校一般入学試験の実施
 令和九年度千葉県立野田看護専門学校一般入学試験を次のとおり実施する。
 令和八年五月二十九日

千葉県立野田看護専門学校長 渡辺 優子

一 試験期日

令和八年十二月十八日(金曜日)及び十九日(土曜日)

二 試験場所

野田市中根三一六番地の一 千葉県立野田看護専門学校

三 試験科目

1 第一看護学科

国語 現代の国語及び言語文化(古文及び漢文を除く。)

数学 数学Ⅰ及び数学A

英語 英語コミュニケーションⅠ

面接

2 第二看護学科

国語 現代の国語及び言語文化(古文及び漢文を除く。)

専門科目 看護全般及び解剖生理

面接

四 受験願書の提出

1 提出方法

受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。なお、添付書類については、郵送又は持参により提出すること。

2 受付期間

令和八年十一月二日(月曜日)から二十日(金曜日)までとし、同日午後五時までに受信及び到着又は持参したものに限り受け付ける。

なお、添付書類を持参により提出する場合の受付期間は令和八年十一月二日(月曜日)から二十日(金曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

添付書類の提出先

野田市中根三一六番地の一 千葉県立野田看護専門学校

六 第二次募集

入学許可予定者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行うことがある。

1 試験期日

令和九年二月六日(土曜日)

2 試験場所

野田市中根三一六番地の一 千葉県立野田看護専門学校
 試験科目
 「三 試験科目」に定めるところによる。

4 受験願書の提出

(一) 提出方法

受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。なお、添付書類については、郵送又は持参により提出すること。

(二) 受付期間

令和九年一月十二日(火曜日)から二十二日(金曜日)までとし、同日午後五時までに受信及び到着又は持参したものに限り受け付ける。

なお、添付書類を持参により提出する場合の受付期間は令和九年一月十二日(火曜日)から二十二日(金曜日)まで(県の休日を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

5 添付書類の提出先

野田市中根三一六番地の一 千葉県立野田看護専門学校

七 その他

1 募集要項等について、千葉県立野田看護専門学校のホームページを確認すること。

2 この試験に関し不明な点は、千葉県立野田看護専門学校庶務教務課(電話〇四(七一一一)〇二二二)に問い合わせること。

令和九年度千葉県立野田看護専門学校推薦入学試験の実施

令和九年度千葉県立野田看護専門学校推薦入学試験を次のとおり実施する。
 令和八年五月二十九日

千葉県立野田看護専門学校長 渡辺 優子

一 試験期日

令和八年十月十七日(土曜日)

二 試験場所

野田市中根三一六番地の一 千葉県立野田看護専門学校

三 試験科目

1 第一看護学科

国語 現代の国語及び言語文化(古文及び漢文を除く。)

面接

2 第二看護学科

国語 現代の国語及び言語文化(古文及び漢文を除く。)

面接

四 受験願書の提出

1 提出方法
 受験願書の提出は、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。なお、添付書類については、郵送又は持参により提出すること。

2 受付期間
 令和八年九月九日(水曜日)から三十日(水曜日)までとし、同日午後五時までに受信及び到着又は持参したものに限り受け付ける。

なお、添付書類を持参により提出する場合の受付期間は令和八年九月九日(水曜日)から三十日(水曜日)まで(千葉県の日曜日の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)とし、その受付時間は午前九時から午後五時までとする。

五 添付書類の提出先
 野田市中根三二六番地の一 千葉県立野田看護専門学校

六 その他

1 募集要項等については、千葉県立野田看護専門学校のホームページを確認すること。

2 この試験に関し不明な点は、千葉県立野田看護専門学校庶務教務課(電話〇四(七一一一)〇二二二二)に問い合わせること。

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年5月29日
 千葉県知事 熊谷俊人

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年5月29日
 千葉県教育委員会教育長 杉野可愛

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年5月29日
 千葉県子ども病院長 皆川真規

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年5月29日
 千葉県循環器病センター病院長 中村精岳

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

七二円

発

行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八